

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	出産育児一時支給事業			事業コード	1674
所属コード	043500	課等名	健康保険課	係名	給付係
課長名	高橋 邦夫	担当者名	三河 奈美	内線番号	3115
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきと安心できる暮らし	コード	1
	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援	コード	5
	基本事業	国保制度の健全運営	コード	2
予算費目名	国民健康保険費特別会計 2 款 4 項 1 目出産育児一時金 (001-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 34 年度
根拠法令等	国民健康保険法第 58 条及び盛岡市国民健康保険条例第 5 条			

(2) 事務事業の概要

被保険者が出産したときに、該当被保険者世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 39 万円（産科医療補償制度対象分娩は 42 万円）を支給する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

国民健康保険法第 58 条及び盛岡市国民健康保険条例第 5 条による。平成 6 年から助産費と育児手当金を一緒にした改正が行われ、支給額が大幅に引き上げられた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 21 年 1 月に産科医療補償制度の開始により制度対象分娩については 3 万円を加算し 38 万円の支給とした。また、少子化社会に対応した子育て支援の一環として、平成 21 年 10 月より支給金額をさらに 4 万増加し、国保から医療機関へ出産費を直接支払う、直接支払い制度が行われている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

盛岡市国民健康保険加入者のうち出産した者

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 盛岡市国民健康保険加入者のうち出産した者	人	299	232	250	265	250
B						
C						

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

- ・保険証年次更新時または国保加入時に，本事業をはじめ各給付事業周知のパンフレットを配布。
- ・国保加入者が出産したとき，申請によって出産した者の属する世帯主（国保税納税義務者）に対し，39 万（産科医療補償制度対象分娩については 3 万加算）を支給する。
- ・出産費資金貸付事務（病院への支払いが困難な者に対する貸付制度）
- ・直接支払い制度（国保から医療機関への直接支払い）

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 出産育児一時金受付件数	件	299	232	250	265	250
B 出産費資金貸付受付件数	件	0	0	10	0	10
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

国民健康保険加入世帯の出産育児に係る経済的な負担の軽減を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 出産育児一時金支給額	■上げる □下げる □維持	千円	122149	96766	97020	108152	120000
B 出産費資金貸付支給額	■上げる □下げる □維持	千円	0	0	1000	0	1000
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他(国保特別会計)	千円	122149	96766	119700	108152
	A 小計 ①～⑤	千円	122149	96766	119700	108152
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	156	156	156	156
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	624	624	624	624
計	トータルコスト A+B	千円	0	0	0	0
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

出産育児に伴う経済的負担が軽減されている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり妥当である。

④ 廃止・休止の影響

廃止・休止の場合、国民健康保険加入者のうち出産した者のいる世帯の経済的負担が増大する。（国民健康保険法に規定されているため廃止・休止することはできない）

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

給付額増額することで対象世帯の経済的負担が軽減される為、向上の余地がある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

盛岡市国保全加入者を対象としており、公平・公正である。（ただし、盛岡市国保以外の社会保険等から支給される場合は対象外）

(4) 効率性評価

事業費の大部分を給付費が占めており、給付費は国保加入者の出産数によって決定するため、事業費の削減は難しい。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

制度の周知。（特に、医療機関での費用が 42 万円に満たない場合の差額申請について）

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

国保窓口だけでなく、妊婦や出産と関係が深い保健所を通じての周知。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

23 年 3 月までの少子化対策として、時限措置支給額を 21 年 10 月から 4 万円加算し、42 万円とされたが、平成 23 年 4 月からは、健康保険法施行令が改正され、恒久措置となった。

また、同じく 22 年 10 月から、医療機関の窓口で一旦支払う必要の無い直接払い制度が導入され、現在では、ほとんどの方がこの制度を利用している。

ただし、医療機関での費用が 42 万に満たない場合の差額について、申請漏れの防止や申請勧奨の取組みを強化していく必要がある。